



鳥取県公報

令和3年3月30日（火）
号外第33号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例（18）（環境立県推進課）・・・・・・・・ 4
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （19）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
	鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（20）（〃）・・・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正 する条例（21）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（22）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・ 17
	鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例（23）（監査委員事務局）・・・・・・・・・・・・ 20

公布された条例のあらまし

◇鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

大気汚染防止法等の一部が改正され、石綿を含有する全ての建築材料が規制対象とされたほか、特定粉じん排出に係る規制基準の適用対象が広がったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 解体等工事の元請業者（現行 解体等工事を施工しようとする者）は、当該工事の発注者及び下請負人（現行 発注者）に対し、事前調査結果を説明しなければならないものとする。
- (2) 届出対象特定工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類等を知事に届け出た元請業者は、当該工事における特定粉じん排出等作業が完了し、発注者にその結果の報告を行ったときは、当該報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県営住宅の老朽化及び町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止の理由
ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷	施設の老朽化
智頭第2団地	八頭郡智頭町大字山根	智頭町へ無償譲渡
中南団地	八頭郡八頭町南	八頭町へ無償譲渡

- (2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、政令で定める特別特定建築物に公立小学校等が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 特別特定建築物の建築主等の基準適合義務の対象となる建築の規模について定めた別表について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

市街化調整区域内の空家の利活用を推進し、及び空家の放置を防止するため、住宅建築等の許可の基準を緩和する。

2 条例の概要

- (1) 市街化を促進しない開発行為として、次の目的で行う開発行為を加える。
 - ア 建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない空家又は空家等対策の推進に関する特

- 別措置法の規定の適用を受け除却された空家の敷地に新設する自己用住宅に居住する目的
- イ 次の場合において、農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供するものとして開発許可を受けることなく建設された自己用住宅であって建築後5年以上居住その他の使用がなされたものを増築し、又は改築する目的
- (ア) 当該自己用住宅の居住者が農業、林業又は漁業を営む者でなくなった場合
- (イ) 相続により当該自己用住宅を承継した者が居住する場合
- (2) 施行期日等
- ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講じる。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 家畜改良増殖法施行規則の一部が改正され、家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付及び再交付について定められたことに伴い、これらの交付に関する事務について新たに手数料を徴収する。
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。
- ア 家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 1件につき1,700円
- イ 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 1件につき1,700円
- (2) 次のとおり手数料の額を引き下げる
- ア 非住宅部分の床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満の工場等以外の建築物の新築に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき268,000円（簡易評価法の場合は、104,000円）（現行 346,000円（簡易評価法の場合は、137,000円））
- イ 非住宅部分の床面積が300平方メートル以上、1,000平方メートル未満の工場等の新築に係る建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき29,000円（簡易評価法の場合は、25,000円）（現行 40,000円（簡易評価法の場合は、35,000円））
- (3) 条例の規定中引用する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の条項を改める。
- (4) 施行期日は、公布の日とする(1)に関する事項を除き、令和3年4月1日とする。

◇鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、財務に関する事務等の適切な管理及び執行を確保するための方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を、翌年度9月10日までに監査委員に提出し、その審査に付さなければならないこととする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第18号

鳥取県石綿健康被害防止条例の一部を改正する条例

鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—<u>第10条の2</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第10条の3</u>—第15条）</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する<u>特定粉じん排出等作業のうち規則で定める特定建築材料に係るものをいう。</u></p> <p>（6） <u>特定建築物等 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。）をいう。</u></p> <p>（7） <u>県特定工事 特定工事のうち規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（8） <u>県届出対象特定工事 県特定工事のうち規則で定めるものをいう。</u></p> <p>（9） <u>県作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 石綿粉じん排出等作業等の規制（第7条—<u>第10条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第10条の2</u>—第15条）</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 石綿粉じん排出等作業 <u>石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る解体等作業のうち、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）に該当しないものをいう。</u></p> <p>（6） <u>作業基準 石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準として規則で定めるものをいう。</u></p>

う。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(県の責務)

第3条 県は、特定建築材料の使用の状況等に関する情報を収集し、特定建築材料が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 特定建築材料を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、特定粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業活動において、特定粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 特定建築物等の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

(7) 発注者等 発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、石綿含有材料等の使用の状況等に関する情報を収集し、石綿含有材料等が使用された建築物等の解体等作業を把握するとともに、石綿による県民の健康に係る被害を防止するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 略

(事業者がとるべき措置等)

第4条 石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、石綿が人の健康を損なうおそれがあるものであることを認識し、石綿粉じん排出等作業その他の行為を行う場合には、石綿の粉じんにさらされる労働者及び周辺住民の健康に係る被害を防止するため、当該粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための措置を講じなければならない。

2 略

3 事業者は、その事業活動において、石綿粉じん排出等作業その他の行為により、石綿の粉じんが大気中へ排出され、又は飛散したおそれがあると認める場合には、その飛散の状況を調査するとともに、周辺住民の不安を解消するための措置を講じなければならない。

4 略

(建築物等の所有者等がとるべき措置等)

第5条 略

2 学校、病院、百貨店、店舗、事務所、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして規則で定めるもの（多数の者が使用し、又は利用する部分に吹付け石綿が使用されているものに限る。以下「特定建築物等」という。）の所有者等は、規則で定めるところにより、当該特定建築物等における

3 略

(事前調査の実施)

第6条の2 法第18条の15第1項の規定による調査は、同条に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行い、その結果を保存するものとする。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事の元請業者は、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者及び下請負人に対し、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 略

(2) 県届出対象特定工事 石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高

大気中の石綿の粉じんの飛散の状況を調査し、その結果を記録するとともに、これを公表しなければならない。

3 略

(事前調査の実施)

第6条の2 解体等作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事に係る建築物等における石綿含有材料等の使用の有無について、あらかじめ目視、設計図書の確認、材料の分析等による調査を行い、当該調査（法第18条の17第1項の規定による調査を含む。）の結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 この条例の規定の適用については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項又は第2項の規定による調査は、前項の規定による調査とみなす。

3 解体等工事の発注者は、当該解体等工事を施工しようとする者が行う第1項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

(事前調査結果の説明等)

第6条の3 解体等工事（他の者から請け負ったものに限る。）を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、前条第1項の規定による調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が次に掲げる工事に該当するときは、それぞれに定める事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

(1) 略

(2) 第7条第1項に規定する届出対象工事 同項第4号から第7号までに掲げる事項

2 前条第1項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事前調査結果の報告)

第6条の4 吹付け石綿が使用されている可能性の高

い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者又は自主施工者は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る法第18条の15第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、法第18条の15第3項若しくは第4項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、法第18条の15第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(県届出対象特定工事の実施の届出)

第7条 県届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 請負契約による場合にあつては、元請業者又

い建築物等として規則で定めるものを解体する作業を伴う建設工事（以下「報告対象工事」という。）の発注者等は、当該作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1)～(4) 略

(5) 吹付け石綿に係る第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定により実施した調査の方法及び結果

(6) 略

2 前項ただし書の場合において、当該報告対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

3 略

(解体等作業の一時停止等)

第6条の5 知事は、第6条の2第1項の規定による記録の保存又は前条第1項の規定による報告を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等作業を行っているときは、期限を定めて、当該解体等作業を一時停止し、第6条の2第1項又は法第18条の17第1項の規定による調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。

3 略

(石綿粉じん排出等作業の実施の届出)

第7条 石綿の粉じんが大気中に排出され、又は飛散するおそれが高い石綿粉じん排出等作業として規則で定めるものを伴う建設工事（以下「届出対象工事」という。）の発注者等は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により石綿粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 略

(2) 届出対象工事を施工する者の氏名又は名称及

は下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 県届出対象特定工事の場所

(4)～(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該県届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が県作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を県作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 県特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、法第18条の14に規定する作業基準及び県作業基準を遵守しなければならない。

(特定工事に係る掲示)

第7条の3 特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事の元請業者又は自主施工者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。

(改善命令等)

第8条 知事は、県特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が県作業基準に適合していないと認めるときは、県特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 届出対象工事の場所

(4)～(8) 略

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 略

4 知事は、第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が作業基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出の内容を作業基準に適合するものに変更することを勧告することができる。

(基準遵守義務)

第7条の2 石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事(以下「特定工事」という。)を施工する者は、当該石綿粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第7条の3 特定工事を施工する者は、石綿粉じん排出等作業の開始の日の7日前から終了する日までの間、作業の種類その他の規則で定める事項を当該工事を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

2 特定工事を施工する者は、前項の規定により掲示した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、掲示の内容を修正しなければならない。

3 前2項の規定は、法第18条の15第1項に規定する特定工事を施工する者について準用する。

(改善命令等)

第8条 知事は、特定工事の施工に伴う石綿の粉じんの処理又は飛散の防止の方法が作業基準に適合していないと認めるときは、特定工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善を勧告し、又は当該石綿粉じん排出等作業の一時停止を勧告することができる。

2・3 略

(発注者の配慮)

第9条 県特定工事の発注者は、当該県特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、県作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象特定工事及び県届出対象特定工事（以下「届出対象特定工事等」という。）の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、届出対象特定工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象特定工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象特定工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象特定工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

(作業終了等の報告)

第10条の2 前条の届出をした者は、特定粉じん排出等作業の終了後、規則で定めるところにより、石綿含有材料等の処理の状況を知事に報告しなければならない。この場合において、当該届出をした者が法第18条の23第1項の規定による特定工事の発注者への報告を行うべき者であるときは、当該特定工事の発注者への報告に係る報告書の写しを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の3 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

(1) 法第18条の15第5項の規定による掲示が行われずに解体等工事が施工されていること。

(2) 略

(3) 第7条第1項又は法第18条の17第1項の規定による届出が行われずに届出対象特定工事等が施

第9条 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(処理予定量等の届出等)

第10条 届出対象工事又は法第18条の15第1項に規定する特定工事（以下「届出対象工事等」という。）を施工しようとする者は、届出対象工事等の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、届出対象工事等に伴い廃棄物として処理される石綿含有材料等の種類、処理量及び処理の方法（処理を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地等を含む。）を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により届出対象工事等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該届出対象工事等を施工する者は、速やかに、同項に規定する事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、石綿含有材料等の処理が終了する都度、規則で定めるところにより、当該処理の状況に関する報告書を作成し、これを知事に提出しなければならない。

(通報)

第10条の2 次に掲げる事実を知った者は、その旨を知事に通報することができる。

(1) 第6条の2第1項の規定による調査の結果の記録の保存が行われずに解体等工事が施工されていること。

(2) 略

(3) 第7条第1項又は法第18条の15第1項の規定による届出が行われずに届出対象工事等が施工さ

<p>工されていること。</p> <p>(4) <u>作業基準又は県作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。</u></p> <p>(立入検査等)</p> <p>第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者、<u>元請業者若しくは下請負人若しくは自主施工者</u>に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所、<u>営業所、事業所その他の事業場</u>に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出</p> <p>エ <u>第10条の2の規定による報告</u></p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>れていること。</p> <p>(4) <u>作業基準を遵守せずに石綿粉じん排出等作業が実施され、又は法第18条の14に規定する作業基準を遵守せずに特定粉じん排出等作業が実施されていること。</u></p> <p>(立入検査等)</p> <p>第11条 知事は、法第26条第1項の規定に定めるところによるほか、次に掲げる場合には、建築物等の所有者等、解体等工事の発注者若しくは<u>解体等工事</u>を施工する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物等若しくは解体等工事の場所に立ち入り、その建築物等、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(1) 次に掲げる報告等を受けた場合において、石綿の飛散等に伴う健康被害を防止するため必要があると認めるとき。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 第10条第1項若しくは第2項の規定による届出<u>又は同条第3項の規定による報告</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県石綿健康被害防止条例第4条、第5条及び第6条の2から第11条までの規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（改正前の鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の4第1項若しくは第2項の規定による報告がされた報告対象工事、第7条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出がされた届出対象工事等であって、同日前に着手していないもの（以下この項において「報告等がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（報告等がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

4 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の3</u> の規定による通報の受理 （14）～（17） 略	鳥取市
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
略	
10の2 鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（12） 略 （13） <u>第10条の2</u> の規定による通報の受理 （14）～（17） 略	鳥取市
略	

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第19号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条の2関係）		別表第1（第2条の2関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
西郷団地	鳥取市河原町中井	西郷団地	鳥取市河原町中井
略		ほきもと団地	鳥取市佐治町葛谷
略		略	
智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭	智頭第1団地	八頭郡智頭町大字智頭
略		智頭第2団地	八頭郡智頭町大字山根
略		略	
隼団地	八頭郡八頭町見槻中	隼団地	八頭郡八頭町見槻中
略		中南団地	八頭郡八頭町南
略		略	
別表第2（第26条関係）		別表第2（第26条関係）	
名称	管理を行わせる者	名称	管理を行わせる者
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 宝木団地	鳥取市	倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 <u>ほきもと団地</u> 宝木団地	鳥取市
土師百井団地 船岡団地 隼団地	八頭町	土師百井団地 船岡団地 隼団地 <u>中南団地</u>	八頭町
智頭第1団地 杉の香団地	智頭町	智頭第1団地 <u>智頭第2団地</u> 杉の香団地	智頭町
略		略	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第20号

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第14条関係）			別表第1（第14条関係）		
区 分		規 模	区 分		規 模
小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	床面積の合計1,000平方メートル以上	特別支援学校	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準（令第14条第1項に定める基準を除く。）を適用する場合	全て		略	
特別支援学校	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上	略	略	略
略			略		
公立小学校等、特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	略	略	特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	略	略
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第21号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
略			略		
6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地の区域	略	6 既存の建築物等を増築し、又は改築する目的	既存の建築物等の敷地又はその隣接地（ <u>公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合には当該既存の建築物等の敷地に隣接することとなるものを含む。</u> ）の区域	略
略			略		
12 次のいずれかに該当する <u>建築物</u> に居住する目的（当該建築物に居住しようとする者が、当該建築物の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすること	空家の敷地の区域又は除却された空家の敷地若しくはその隣接地の区域	建築基準法別表第2（い）項第1号又は第2号に掲げる建築物（除却された空	12 次のいずれかに該当する者が、 <u>建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物（以下「空家」という。）</u> に居住す	空家の敷地の区域	建築基準法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物

<p>ができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合に限る。)</p> <p>(1) <u>建築後5年以上経過し、現に居住その他の使用がなされていない建築物(以下「空家」という。)</u></p> <p>(2) <u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第1項に基づく助言若しくは指導がなされ除却された空家又は同条第10項前段の規定により除却された空家(以下「除却された空家」という。)の敷地に新たに建設する自己用住宅</u></p>		<p><u>家の敷地に建設する場合は、敷地の面積が除却された空家の敷地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が除却された空家の延床面積の2倍を超えないものに限る。)</u></p>	<p>る目的(その者又はその同居者が、当該空家の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない場合)に限り、第1号に掲げる者(農業者を除く。)にあっては、当該空家の所有権を取得する場合に限る。)</p> <p>(1) <u>県内に移住しようとする者であって、過去5年間県内に居住したことがないもの</u></p> <p>(2) <u>現に耕作する農地の存する市町村に移住しようとする農業者であって、過去5年間当該市町村に居住したことがないもの</u></p>		
<p>13 次に掲げる場合において、法第29条第1項第2号に該当することにより同項の許可を受けることなく建設された自己用住宅であって、建築後5年以上居住その他の使用がなされたものを増築し、又</p>	<p>既存の建築物の敷地又はその隣接地の区域</p>	<p>建築基準法別表第2(イ)項第1号又は第2号に掲げる建築物(敷地の面積が既存の建築物の敷</p>			

<p>は改築する目的 (1) 当該自己用住宅の居住者が法第29条第1項第2号に規定する者に該当しなくなった場合 (2) 相続により当該自己用住宅を承継した者が居住する場合</p>	<p>地面積の1.5倍を超えず、かつ、延床面積が既存の建築物の延床面積の2倍を超えないものに限る。))</p>			
<p>備考 この表において「隣接地」とは、既存の建築物、既存の建築物等又は除却された空家の敷地に隣接する土地及び公共の用に供される道路その他の施設によって当該敷地と隔てられている土地であって、当該施設の敷地が存在しないものとした場合に当該敷地に隣接することとなるものをいう。</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用し、同日前にされた開発許可の申請については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第22号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p><u>(222の2) 家畜改良増殖法施行規則第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付 1件につき1,700円</u></p> <p><u>(222の3) 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付 1件につき1,700円</u></p> <p>(223)～(315の6) 略</p> <p>(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>		<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(222) 略</p> <p>(223)～(315の6) 略</p> <p>(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額</p> <p>(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	
区分	金額	区分	金額
1 略	略	1 略	略
2 300平方メートル以上、 <u>1,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>268,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>104,000円</u>)	2 300平方メートル以上、 <u>2,000平方メートル未満</u>	1件につき <u>346,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u>)
3 <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満</u>	<u>1件につき346,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>137,000円</u>)		

4 略	略
5 略	略
6 略	略
7 略	略

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 300平方メートル以上、 <u>1,000平方メートル未</u> 満	1 件につき <u>29,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>25,000円</u>)
3 <u>1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未</u> 満	<u>1 件につき 40,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>35,000円</u>)
4 略	略
5 略	略
6 略	略
7 略	略

イ～エ 略

(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場	適合証の添付がある場合

3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 略	略

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 略	略
2 300平方メートル以上、 <u>2,000平方メートル未</u> 満	1 件につき <u>40,000円</u> (簡易評価法の場合は、 <u>35,000円</u>)
3 略	略
4 略	略
5 略	略
6 略	略

イ～エ 略

(315の8) 略

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場	適合証の添付がある場合

	合			合	
1 略	略	略	1 略	略	略
2 一戸建ての住宅以外の住宅 (共用部分の性能を建築物省エネ法第35条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。) (1)～(4) 略			2 一戸建ての住宅以外の住宅 (共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。) (1)～(4) 略		
(イ) 略 イ・ウ 略			(イ) 略 イ・ウ 略		
(315の10) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があつた場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) ア～ウ 略			(315の10) 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 次のアからウまでに定める額を合計した額 (同条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があつた場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額) ア～ウ 略		
(315の11) 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～ウ 略			(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～ウ 略		
(316)～(328) 略			(316)～(328) 略		
2 略			2 略		

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第222号の次に2号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取県監査委員条例（昭和23年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(<u>報告書等</u>の提出期限)</p> <p>第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる<u>報告書等</u>を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 2px solid black; padding: 2px;">法第150条第5項の規定による報告書</td> <td style="padding: 2px;">翌年度9月10日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(審査の期間)</p> <p>第9条 委員は、前条の表の左欄に掲げる<u>報告書等</u>が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。</p>	法第150条第5項の規定による報告書	翌年度9月10日	法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類		略		略		<p>(<u>決算及び書類等</u>の提出期限)</p> <p>第8条 知事は、次の表の左欄に掲げる<u>決算及び書類等</u>を、それぞれ同表の右欄に定める期日までに委員に提出し、その審査に付さなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類</td> <td style="padding: 2px;">翌年度9月10日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(審査の期間)</p> <p>第9条 委員は、前条の表の左欄に掲げる<u>決算及び書類等</u>が審査に付されたときは、当該審査に付された日から60日以内にその意見を付けて知事に送付しなければならない。</p>	法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度9月10日	略		略	
法第150条第5項の規定による報告書	翌年度9月10日														
法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類															
略															
略															
法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の書類	翌年度9月10日														
略															
略															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。